

広域水浄第472号
平成24年3月30日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫 様

神奈川県内広域水道企業団
企業長 羽田 慎 司

神奈川県内広域水道企業団施設における電気需給契約の締結に係
る確認について

当企業団が貴社と電気需給契約を締結している施設においては、平成24年3月22日付け広域水浄第459号の通知により、「現在の契約期間の終期が平成24年4月1日以降の施設については、現契約期間中の値上げについては了承しません」とお伝えいたしました。

一方、現契約期間の満了後も引き続き貴社からの電気の供給を受けるためには、料金値上げを了承した上で電気需給契約の締結が必要であることから、当企業団の事業運営の継続に支障を生じさせないために、値上げ後の料金に基づく契約を締結することとなります。

しかしながら、当企業団としては、今回の電気料金の値上げを安易に容認できないという姿勢に変わりはないことから、値上げ後の料金に基づく契約を締結したことをもって当企業団として電気料金値上げを了承したとの取扱いをされないように申し添えます。

また、新たな電気需給契約締結後において、料金等に関する条件が変更となる場合には、県民・市民の最も基本的なライフラインを担う水道用水供給事業に対する特段の配慮をするよう強く要請します。

担当：技術部浄水計画課長補佐
小池健一
045 (363) 9297 (直通)